

2016年2月定例会（3月7日）松谷清議員 総括質問質疑全文

午後1時再開

○副議長（遠藤裕孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続けます。

次に、松谷 清君。

〔24番松谷 清君登壇〕

○24番（松谷 清君） それでは、通告に従いまして3点の質問をさせていただきます。

まず、人口減少と子供の貧困対策・子育て支援について、お伺いします。

今回の施政方針で市長は、「2025年の総人口70万人を維持」という、高く困難な目標を掲げ、課題として「人口減少の抑制」、一方で、「人口減少社会への適応」を挙げました。抑制は、70万人という、困難な目標のため、成長を追い求めることに、適応は、人口減少が時代の趨勢である、成熟社会を受け入れる。抑制と適応はある意味、相反する概念でもあります。その前提となる時代認識は、市長が昨年の施政方針で掲げた「成長・拡大」から「成熟・持続可能」の時代への大転換」という時代認識と同じものなのかどうか、伺います。

次に、静岡市の人口動態統計によりますと、2015年は2014年に比べて3,568人減少。内訳は、934人が社会減、2,634人が自然減、つまり3分の2以上が自然減であります。国勢調査速報値で、2015年静岡市人口は70万5,238人で、このまま3,000人ずつ減っていくと、2年後に70万人を切る可能性もあるわけです。

そこで、4点お伺いします。

人口70万人維持を目標とすれば、ともすれば、周辺との人口の奪い合いにもなる可能性がありますが、総合戦略に掲げた、静岡中部圏の広域連携によるメリットは、何を想定しているのか、伺います。

2つ目に、2025年の総人口70万人維持の目標は、合計特殊出生率と、抑制される自然減をどのように考えているのか、伺います。

3点目に、総合戦略では、自然減の抑制につながる、子供の貧困対策・子育て支援策はどのように位置づけられ、目標達成に向けてどのように取り組むのか、伺います。

4点目に、日本弁護士会で、子どもの貧困対策の推進に関する法律に伴う、自治体レベルでの条例制定を呼びかけております。「日経DUAL」共働き子育てしやすい街地方編で静岡市は第1位というわけですから、全国に先駆けて条例制定の考えはないのか、伺います。

次に、消防の広域化と原子力防災についてです。静岡地域広域消防運営計画について、お伺いします。ことし4月1日から静岡市は島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の消防事務を受託しました。委託市町の区域において発生する平時の消防救急活動や、災害対策本部が設置されるような有事の場合に、静岡市消防局は消防事務における指揮監督権を持つことになるのか、伺います。

次に、原子力防災計画について、お伺いします。

2016年は福島原発事故から5年、チェルノブイリ原発事故から30年という節目に当たります。静岡県は福島原発事故を受けて、浜岡原子力事故時の広域避難計画を国、重点地区の自治体と連携して策定

中であります。

重点地区には、広域消防の対象となる牧之原市、吉田町が含まれます。広域化後、この計画策定へ静岡市消防局は関与するのか。

2つ目に、浜岡原発事故時の広域避難計画が作成された場合、静岡市地域防災計画は見直しされるのか。

3つ目に、避難計画については、お手元の資料2ページ目になりますけれども、UPZ30 キロ圏外でも、放射能汚染数値に、つまりOIL2を超えた場合、一時移転と書かれておりますけれども、測定値によっては避難計画策定の必要性が示されております。

UPZ圏外の静岡市でも避難計画を策定する必要があると考えるがどうか、伺います。

次に、特別職報酬等審議会条例改正について、お伺いします。

今議会の補正予算審議において、議会の議員、及び特別職の期末手当に関する条例の一部改正を提案したのはどういう考えに基づいているのか。

2つ目に、期末手当引き上げに当たり、報酬審議会を開催しなかったのはどのような理由からか。

3点目に、議会の議員報酬における、期末手当の位置づけはどのようなものか。

4点目に、新潟市が昨年9月に特別職報酬等審議会条例を改正したように、期末手当も審議事項とするよう、特別職議員報酬等条例を改正する考えはないのかを伺って、第1回目を終わります。

○市長(田辺信宏君) 私からは大項目、人口減少と子供の貧困対策・子育て支援についてのうち、市長の基本認識。

今回の施政方針で5大構想をお示しすることを通じて申し述べた、「人口減少の「抑制」と人口減少社会への「適応」」に取り組む私の時代認識は、昨年の施政方針で掲げた、「「成長・拡大」から「成熟・持続可能」の時代への大転換」という主張と同じかというお尋ねについて、お答えいたします。

まさに議員御指摘のとおり、同じであります。

これで終わるんですけども、そうはいつでも少し補足させていただきたいのでありますけれども、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

これは私の時代認識、なにかんづく歴史観、大局観にかかわることですので、ぜひ御理解いただきたいと思うのですが、マクロな歴史観の中では、まさにそうあるべきだと思っています。20 世紀は国家の時代でありました。しかし、私は、21 世紀はボーダーレスの都市の時代だと思っています。

20 世紀は国家という単位で帝国主義のもと、大きいことはいいことだという考え方の中、軍事力を持って、植民地を拡大して、そしてそのスケールメリットを通じて経済力を得ていったことが、欧米列強の1つの行動原理だったと思っています。

それに対して 21 世紀は、ICTの技術もこれだけ進歩して、国境を越えてどんな情報も瞬時のうちに行き交う時代になってきました。そこにおいては、どの国に住んでいるかよりも、どの都市に住んでいるかのほうが大事だと。それだけ情報格差はなくなっているということでもあります。そして、そこに住む立場からすると、物の豊かさよりも心の豊かさ、その土地に生まれ、暮らし、そしてそこには家族や友人や仲間がいるという、そのコミュニティ、きずなの強さ、これは 3.11 以来、とりわけ日本人の中でまた強まっている意識だと思えますが、その豊かさを求めていくのだらうと思っています。

誰もが東京やニューヨークに行って偉くなる、お金もうけをするということではないということです。そこでない物

ねだりをするのではなく、あるもの探しをして、この静岡にあるもの、例えば歴史文化とか、豊かな自然環境のもとでの健康長寿とか、ここを世界レベルの都市にしていこうというのが、マクロな意味での私の時代認識であります。

一方、ミクロに目を転じてみますと、しかしながら、たかが経済ではありますが、されど経済であります。確かにそれなりの経済というものは必要なのであります。

やはり人口活力が、その地域の地域経済の活性化につながっていくと思っております。ミクロな意味では政令指定都市の中でも、一番少ない人口であるというこの都市の現状に、私は大変な危機感を持って、そして10年後の2025年まで、総人口70万人を維持する。そして最低限の経済活力をこの人口活力によってもたらしたいと考えましたので、ハードルが高い困難なこの目標を、3次総において掲げたわけであります。

短期的にはこの10年間、3次総の中でこの70万人の維持を一生懸命、そこに集中させて取り組んでいきます。

しかし、中長期的には、21世紀を通じて30年、50年というスパンの中では、これは行政的に言えばクオリティー・オブ・ライフ、生活の質であるとか、あるいはワーク・ライフ・バランス、生活と仕事の調和を追求していく都市こそ、住みやすい都市になるのだろうと思っております。

私の学生時代の友人も、今そこにしか会社がないということで東京に住んでおりますが、サラリーマンをやっている中で30数年、2時間ぎゅうぎゅう詰めの満員電車で揺られながら行き来している。それよりも、私は、議員各位もそうでありましようけれども、ここの静岡市の通勤状況のほうがよっぽど恵まれているわけであるし、豊かであります。所得差がどのぐらいあるかはわかりませんが、しかし、そういう中で私たちは生活の質とか、仕事と生活の調和というものを、世界レベルで、ヨーロッパの成熟した社会と同じように追い求めていける、そういう都市にならなければいけない。

だから、マクロとミクロの、二段構えで時代認識を持って、今与えられたこの現実とも格闘していかなければいけないことが喫緊の課題であります。

この現実の世の中は、現世というものは、決して忘れることもなく、しかし、久遠の理想を求めていくというのが私の歴史観でありますので、ぜひ、御理解をよろしくお願いいたします。

以下は局長より答弁させます。

○企画局長(山本高匡君) 大項目、人口減少と子供の貧困対策、子育て支援について、中項目、市長の基本認識、小項目、静岡市の人口減少に対して、総合戦略に掲げた静岡中部圏の広域連携によるメリットは何かについて、お答えいたします。

本市の人口維持が達成できた場合においても、周辺市町の人口減少に歯どめがかからなければ商圏人口は減少し、本市市場が縮小するなど、さまざまな影響が考えられます。そのため、静岡中部圏の広域連携は、各市町がそれぞれの個性を生かしつつ、相互に補完する多極分担型の連携により、人口の奪い合いではなく、中部圏が一体となって、首都圏などの圏域外から人を呼び込み、全国との地域間競争の中で圏域として勝ち抜こうとすることがメリットだと考えております。

このような考えのもと、今年度、総務省のモデル事業として、5市2町合同で実施した移住セミナーや移住見学ツアーでは、移住につながるまちの魅力を、各市町単独で実施するよりも効果的、効率的に情報発信いたしました。

また、国の地方創生加速化交付金を活用し、中駿河湾の水産物等の首都圏へのPRと販売実証実験、

新商品やメニューの開発等を焼津市、牧之原市などと共同で申請し、圏域の産業活性化、雇用の創出に取り組んでおります。

さらに、来年度は、焼津市と連携中枢都市圏に係る協定を締結し、移住促進や起業創業支援などに取り組み、静岡中部圏全体の発展につなげてまいりたいと考えております。

もう1点、人口ビジョンでは、2025年の合計特殊出生率と抑制される自然減をどのように考えたのかについてです。

本市の人口に関する現状分析を行った、人口ビジョンの長期的な見通しにおいて、人口減少が現状のまま推移すると仮定した場合、住民基本台帳上でございますけれども、2025年の本市の人口は、67万8,000人になるものと推計され、2015年3月の71万4,000人の住民基本台帳人口から3万6,000人減少するものと想定されます。その内訳は、自然増減がマイナスで約3万2,000人、社会増減がマイナスで約4,000人になるものと推計いたしました。

一方、総合戦略を着実に進め、2025年に総人口70万人の維持を達成することを前提とした場合、2025年の自然増減は、2015年からマイナス約2万1,000人と見込み、人口減少が現状のまま推移する場合と比較して、約1万1,000人の自然減が抑制されるとの展望を示しております。

この展望は、2025年の合計特殊出生率を、2015年が1.40でございますけれども、それを1.70まで引き上げるという自然増を図る目標とともに、社会増減におきましても、結婚や子供を持つと考える中心世代である18歳から25歳の若年層、それから女性については、最も出産の多い世代である、30歳から40歳前後の中堅層をターゲットに設定し、これらの世代を中心に社会増を図るとの目標設定をし、算出したところでございます。

○子ども未来局長(平松以津子君) 私からは、静岡市総合戦略における子供の貧困対策、子育て支援策の位置づけなど、2点の御質問にお答えします。

まず、静岡市総合戦略で、子供の貧困・子育て支援策はどのように位置づけられ、目標達成に向けてどのように取り組むかについてですが、静岡市総合戦略では、6つの戦略体系の1つとして「女性・若者の活躍を支え、子育ての希望をかなえる」を掲げております。

その中で取り組む事業として、子供の貧困対策を含む子ども・子育て支援を推進する静岡あったか家族応援プロジェクトを「しずおか女子きらっ☆」プロジェクト及び「わかものまのまち推進事業」とともに重点事業として位置付けております。これは、若い世代の人口の流出の抑制と流入の促進、さらに自然増を実現するためには、女性・若者の活躍を支え、結婚や妊娠・出産、子育てに関する希望をかなえることが不可欠であるという認識によるものです。

総合戦略における人口及び合計特殊出生率の目標の実現に向けては、子ども・子育て支援の充実や、女性・若者の活躍推進はもとより、雇用の創出、移住・定住の促進、地域のにぎわいの創出など、総合戦略に掲げられた事業を文字どおり総合的に推進し、自然減の抑制、及び社会増を図ってまいります。

次に、子どもの貧困対策推進法に伴う市条例制定の考えはないかについてです。

本市では、健康福祉のまちを実現することを目的として、静岡市健康福祉基本条例を制定しており、これを実現するための個別計画の1つとして、静岡市子ども・子育て支援プランを策定しています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は議員立法で制定され、国には大綱を定める義務が、そして都道府県には計画を定める努力義務が規定されておりますが、市の計画策定については規定されておませ

ん。しかしながら、本市においては、子ども・子育て支援プランの一部を、法の趣旨を踏まえた子どもの貧困対策推進計画として位置づけております。

現時点では、条例制定は予定しておりませんが、計画に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進してまいります。

○消防局長(大橋正行君) 私からは、消防の広域化と原子力防災についての2点の質問について、お答えさせていただきます。

最初に、委託市町の消防事務の遂行における静岡市の指揮権についてです。

静岡市、牧之原市、吉田町及び川根本町の2市2町は、消防の広域化により、本市への消防事務の委託の範囲内においてその権限がなくなり、基本的には静岡市長が、2市2町の消防事務に対する指揮権を有することになります。

一方、大規模災害発生時に、2市2町の災害対策本部が設置された際には、あらかじめ災害対策本部員として任命を受けた本市の消防吏員が、災害対策本部の事務分掌の範囲内において、災害対策本部長である2市2町の首長から、包括的な指揮監督権としての災害対応の指示を受けることになります。

このように、災害対策本部長である2市2町の首長からの指示を受け、静岡市長の指揮権に基づいて、消防長が災害情報を集約し、部隊編成や活動方針の決定を行い、対応してまいります。

次に、静岡県は、浜岡原子力事故時の広域避難計画を国、県、重点地区の自治体と連携して策定中であり、重点地区に広域消防となる牧之原市、吉田町が含まれているが、広域化後、この計画策定へ静岡市消防局は関与するののかについてです。

県は、各市町の意見を聞きながら、広域避難計画を策定中であり、この計画について、牧之原市相良消防本部、及び吉田町牧之原市広域施設組合消防本部は関与していないため、広域化後においても静岡市消防局は関与いたしません。

○危機管理統括監(中野達也君) 原子力防災計画に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず、県において広域避難計画が策定された場合、静岡市地域防災計画は、見直しされるのかについてであります。

現在、静岡県は、浜岡原子力発電所で万が一、事故等が発生した場合に、周辺住民を避難させるための浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定を進めております。

今後、この計画における本市の役割など、内容を精査し、本市地域防災計画の見直しを含め、どう対応するか検討してまいります。

次に、UPZ圏外の静岡市でも避難計画を策定する必要があると考えるが、どうかについてであります。

本市はUPZ圏外に位置することから、現在のところ、具体的な避難計画を策定する対象となっていませんが、引き続き国の原子力規制委員会が示す原子力災害対策指針を注視してまいります。

○総務局長(三宅 衛君) 議会の議員及び特別職の期末手当に関する4つの御質問について、お答えします。

1つ目の議員及び特別職の期末手当を引き上げる議案を提案したのは、どのような考えによるものかについてです。

議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数については、従前から国の特別職の改定状況を踏まえつつ、本市一般職の職員の給与改定と同様に、支給月数の改定を行ってきました。これは、議員等の期末手当については、民間の状況を反映して行う一般職の給与改定と同様に見直しを行っていくことが、公務として適正な支給となるものとの考えによるものです。

そして、本年度、国の特別職の期末手当が、一般職に準じて引き上げがされたこと、また、県や他の指定都市の多くが、一般職と同様に改定を行っていることから、本市においても、今回改定の議案を提案したものであります。

2つ目の特別職報酬等審議会を開催しなかった理由についてです。

本審議会は、条例に基づき議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額、並びに政務活動費の額について審議するために置かれるもので、必要の都度開催されるものです。

今回改正しました議員等の期末手当については、諮問事項ではないため、審議会を開催することなく改定したものです。

3つ目の議員の報酬における期末手当の位置づけについてです。

地方自治法第203条に「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。」と定められており、本市においても、他の地方公共団体と同様に、条例でこれを定めております。

4つ目の期末手当も特別職報酬等審議会の審議事項とする考えはないかについてです。

1つ目の御質問で答弁したとおり、国の改定状況を踏まえた本市の取り扱いが、公務として適正な支給となるものと考えており、期末手当を特別職報酬等審議会における審議事項とする考えはございません。

○消防局長(大橋正行君) すみません、先ほど委託市町の消防事務の遂行における静岡市の指揮権についての答弁で、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の2市2町のところ、静岡市、牧之原市、吉田町、川根本町と発言したということで、その静岡市を島田市に訂正させていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

[24 番松谷 清君登壇]

○24 番(松谷 清君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

市長とは、この時代認識においては、異存なく共有していることを、きょう再確認できたわけですけれども、問題はミクロからマクロを、どうつなぐかというところが、やや違いがあるのかなと、答弁を聞いていて思ったわけでありました。

このミクロからマクロというのは、実は非常に難しい。やはり成熟・持続可能な社会の自治体の姿は、小さく質の高いものなのです。だから、70万人にこだわる必要は、私は全くないというのが基本であります。そこにこだわることに、私はやや疑問というか、不安を感じるわけでありました。時代認識についてですね。

その具体的な、ミクロからマクロに近づく1つの施策が、総合戦略の中の子供の貧困対策・子育て支援なので、その実態について質問させていただきます。

ひとり親家庭の相対的貧困率は54.6%で、特に母子世帯は深刻な問題で、本年度の施策でも重点的な予算措置がされております。

一方で、国の貧困対策検討会メンバーの阿部 彩首都大学東京教授は、貧困の子供の中の母子世

帯は30%、つまり残された70%への支援策も重要だと指摘されています。

ひとり親世帯以外の貧困世帯に対する支援策はあるのか。また、静岡市の貧困世帯数と子供の数、貧困のひとり親世帯数と子供の数はどれくらいか、伺っておきたいと思います。

2つ目に、2007年度以降の就学援助認定率の推移は、お手元の資料を見ていただければ、小中学校を合わせて平均5.1%から8.8%へと、1.7倍に伸びております。これをどのように捉えるか。また、2014年度の小学校の平均認定率は8.4%、中学校は9.5%です。認定率が市の平均を上回る市立小中学校の各区分の学校数、及び最も高い学校の認定率はどうなっているか、お伺いしたいと思います。

次に、静岡市の奨学金について、お伺いたします。

育英奨学金の内容とその利用、及び返還状況はどうなっているか。また、ほかの政令市と比較して、静岡市の奨学金の貸与額、及び支給対象はどうなっているか、お伺いします。

そして、2つ目に、返還の必要のない篤志奨学金について、同様に伺います。

次に、子供の貧困対策の問題で、相談体制のネットワーク化について、お伺いいたします。

貧困対策推進法では、学校をプラットフォームと位置づけています。重要な役割を持つスクールソーシャルワーカーの配置人数、相談件数の現状、及びどのような関係機関と情報共有を行っているか。また、課題は何か、お伺いしたいと思います。

子供の貧困に対して、社会福祉協議会などの社会福祉団体やフードバンクなどのNPOや民間団体などが果たしている役割は何なのか、どのように連携しているのか、伺いたいと思います。

次に、消防の広域化と原子力防災について、お伺いいたします。

広域消防運営計画について、お伺いします。

まず、後段の危機管理統括監の答弁では、静岡市の避難計画はつくる必要がないというようなことを答弁されています。今後注視すると言っていますけれども、三島市や静岡県東部の人たちが今、県と交渉しているわけですね、市民団体が。避難計画が必要じゃないかと。これは当然なんです。お手元の資料の中にもはっきりと放射能汚染の測定によっては、一時移転ということが明確に示されているわけです。

そうすれば、当然静岡市はそれだって考慮しなきゃいけない。大変残念な答弁があったことについて、意見を述べておきたいと思います。

続いて、広域消防運営計画についてお伺いします。

広域化後、指揮権は基本的に静岡市が持つ。災害対策本部が立ち上がったときには、地元首長の包括的な指揮監督権が発生する。これは、どういう関係になるかという問題が、非常にあいまいだと、私は考えております。

静岡市消防局の職員が、2市2町から委託された消防事務を遂行したことにより生じたけがとか、放射能の汚染とかいろんな問題が出るわけですが、消防職員の補償はどうなるのか、伺っておきたいと思います。

2つ目に、原子力防災計画ですが、牧之原市には原子力災害に対応するために、災害対策本部がPAZ圏内、5キロ圏内ということで設置されます。先ほどの答弁だと、消防局のメンバーが消防事務の範囲において、包括的な指揮を牧之原市長から受けるということですが、具体的にはどういうことになるのかと。5キロ圏内ですから放射能災害への関与は十分出てくるわけであります。

消防活動をする際の安全基準は、原則1ミリシーベルトですが、ここをどう考えているのか、お伺いしておきたいと思います。

今後、島田市など浜岡原発から 31 キロ圏内のUPZ圏内の市町と県が、中部電力と交渉中である、安全協定の締結について、静岡市としては関与していくのかどうか、伺いたいと思います。

次に、特別職報酬審議会と条例改正の問題です。

型通りの答弁ですけれども、ここは一度、ぜひ議員の皆さんにも考えていただきたいのです。議員報酬における期末手当とは何なのかという問題です。改正は議員である、私たちでも議案を提案できるわけですから、ぜひ各会派の皆さんとこれから、市民の皆さんの問題提起も含めて、前向きに検討していただきたい事項であります。時間があれば、この議員報酬というものと給与支弁における期末手当は何なのかについて、また議論したいのですが、時間がないので、この件だけ述べて2回目の質問を終わります。

○子ども未来局長(平松以津子君) 子供の貧困対策・子育て支援に関する2点の御質問にお答えします。

まず、貧困の世帯数と子供の数、また、ひとり親世帯以外の貧困世帯に対する支援策についてです。

市町村別の子供の貧困率のデータはないため、本市における貧困率、人数等は明らかではありません。参考までに、平成 24 年国民生活基礎調査の、子供の貧困率 16.3%を、22 年国勢調査の、18 歳未満の世帯員のいる一般世帯数、約 6 万 6,000 世帯と、18 歳未満の世帯人員数約 11 万人に乗じて計算いたしますと、それぞれ 1 万 1,000 世帯、1 万 8,000 人となります。

また、平成 24 年国民生活基礎調査の、ひとり親世帯の貧困率 54.6%を、22 年国勢調査の、18 歳未満の世帯員のいるひとり親世帯数、約 6,600 世帯と、ひとり親世帯の 18 歳未満世帯人員数、約 9,700 人に乗じて計算いたしますと、それぞれ、3,600 世帯、5,300 人となります。

次に、ひとり親世帯以外の貧困世帯に対する支援策です。

生活保護や生活困窮者自立相談支援事業のほか、生活困窮世帯に就学費用の一部を援助する就学援助制度。生活困窮世帯で中学2、3年生の子を持つ親を対象に相談支援をする、子どもの学習意欲向上事業。生活困窮世帯の子供を対象とした、学習・生活支援事業。そして、世帯の所得状況等に応じた保育料の設定や、放課後児童クラブの利用者負担の軽減などがございます。

次に、子供の貧困に対して、民間団体等が果たしている役割と連携についてです。

社会福祉協議会、地区社協、民生委員児童委員協議会などは、地域に根差し、地域における一番身近な窓口として、子供のいる家庭も含め、貧困のみならず、さまざまな問題を発見し、相談を受け、関係機関等へ連絡をとって支援につなげる役割や、地域における福祉活動の拠点として、あるいは子育て支援の担い手としての役割を担っていただいております。また、NPOやボランティアの方々の活動の中で、貧困の状況にある子供が支援を受けている場合もございます。

本市との連携については、例えば社会福祉協議会では、生活福祉資金貸し付けの相談の中で、生活保護へつなげる場合や、生活困窮者自立相談支援事業から、本市の行う学習支援につなげる場合もございます。また、社会福祉協議会が窓口の、生活困窮者支援調整会議や、市の要保護児童対策地域協議会では、個別ケース等について市と関係機関等が連携し対応しています。

このように、民間団体等と情報共有や連携を図りながら、子供の貧困対策を推進しています。

○教育局長(池谷眞樹君) 子供の貧困に関連する4点の御質問にお答えいたします。

まず、平成 19 年度以降の就学援助認定率の推移はどうか。また、平成 26 年度に認定率が市の平均

を上回る市立小中学校の区別の数、及び最も高い学校の認定率はどうなっているかについてです。

平成 19 年度の認定率は 5.1%でした。その後、増加傾向にあり、平成 26 年度の認定率は 8.8%まで増加しております。

小学校について、市の認定率の平均は 8.4%となっており、この平均値を上回る学校数は、葵区が全 38 校中 17 校、駿河区が全 18 校中 8 校、清水区が全 30 校中 12 校となっております。

次に、中学校について、認定率の平均は 9.5%となっており、これを上回る学校数は、葵区が全 18 校中 8 校、駿河区が全 9 校中 5 校、清水区が全 16 校中 6 校となっております。

また、全児童生徒数が 30 人未満の学校を除いた中で、最も認定率が高い学校は、小学校で 25.3%となっております。

次に、育英奨学金の内容、利用及び返還状況と他の政令市との比較についてです。

本市の育英奨学金は、静岡市育英条例に基づく奨学金の貸付事業で、月額で高校生に 8,000 円、短大生等に 1 万 5,000 円、大学生等に 2 万円を、優秀な人材育成のため、在学期間中貸与するものであります。

平成 27 年度の利用状況は、申込者 56 名中、決定者 47 名で、前年度からの継続貸与者 114 名を含めると、全体で 161 名となっております。

返還状況は、平成 22 年度から 26 年度までの、現年度収納率の平均で 92.66%となっております。また、平成 27 年度から、新たに返還免除制度を導入しております。

次に、本市と同様な育英奨学金制度を実施している市は 5 市で、大学生への貸与金額を比較しますと、本市は年額 24 万円に対し、他の市では年額 25 万 2,000 円から 61 万 2,000 円と幅があります。高校生、短大生においても同様の傾向があります。また、支給対象者は他の政令市も高校生、短大生、大学生となっており、本市とほぼ同様となっております。

次に、篤志奨学金の内容、利用状況及び他の政令市との比較についてです。

本市の篤志奨学金は、静岡市篤志奨学基金条例に基づく奨学金の給付事業で、篤志家からの寄附金を積み立てました基金をもとに、修学困難な学生、生徒に対し、入学時におきまして、高校生に 5 万円以内、大学生に 10 万円以内をそれぞれ給付するものであります。平成 27 年度の利用状況は、申込者 53 名中、決定者 36 名となっております。

次に、他の政令市についてです。

本市と同様に入学一時金として給付している市は 1 市、本市とは異なり、月額給付を実施している市は 2 市、入学一時金と月額給付を実施している市は 1 市となっております。また、給付額については、年額 7 万 2,000 円から 24 万円と幅があります。支給対象者は、高校生、短大生、大学生となっており、本市とほぼ同様となっております。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置人数、相談件数などの現状についてです。

スクールソーシャルワーカーとは、子供の家庭環境による問題に対処するため、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家です。本市では問題行動の早期発見・早期対応の観点から小学校へ配置しております。

平成 27 年度においては、静岡市子どもの貧困対策推進計画に基づき、26 年度の 5 人から、8 人に増員いたしました。さらに、28 年度につきましては、2 人を増員して 10 人を配置する予定です。

相談件数についてですが、平成 26 年度は家庭環境の問題 290 件、心身の健康・保健に関する問題

55 件、発達障害等に関する問題 68 件等、延べ 436 人の児童生徒に対応いたしました。

最後に、スクールソーシャルワーカーはどのような関係機関と情報共有を行っているのかについてです。

スクールソーシャルワーカーは子ども家庭課、保育児童課、生活支援課、健康支援課、福祉総務課、児童相談所などの本市関係各課のほか、警察署、県立こども病院などと連携して、支援に向けた情報共有を行っております。また、スクールソーシャルワーカーは、対象となる子供が学習支援などを受けられるようにするために民間福祉団体と、貧困家庭にフードバンクから緊急食料が届くようにするために市社会福祉協議会と、というように、さまざまな関係機関とも情報の共有を図っております。

次に、課題についてですが、子供の貧困は学校だけでは解決できない問題であるので、関係機関が迅速・適切に対応できるように連携を強化するとともに、さらにネットワークを拡大し、NPO法人等、幅広い団体との協力体制をより充実させる必要があると考えております。このような課題の解決を図りながら、学校をプラットフォームとした、総合的な支援体制の整備を進めてまいります。

○消防局長(大橋正行君) 消防広域化と原子力防災についての2点について、お答えいたします。

最初に、静岡市消防局の職員が2市2町から委託された消防事務を遂行し、負傷した場合の補償はどのようになるのかについてです。

消防職員が公務上の災害等を受けた場合は、広域化後の2市2町の区域内においても、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金から補償を受けることになります。

なお、基金への掛金は、2市2町が委託料にて負担することになります。

このほかに、2市2町の区域内で、消防職員が消防業務に従事するに当たって災害を受け、死亡または重度障害の状態となった場合に支給される、賞じゅつ金等については、本市の条例に基づき支給された額に相当する金額を、これから締結する協定書に基づき、関係する市町が負担することになります。

次に、牧之原市には、原子力災害に対応するための災害対策本部が、PAZ圏内ということで設置されるが、この指揮系統はどのように扱われるのかについてです。

先ほど、大規模災害発生時における指揮権について答弁させていただいたとおり、原子力災害発生時においても、災害対策本部長である牧之原市長から、包括的な指揮監督権としての災害対応の指示を受けることとなります。

次に、消防活動をする際の安全基準はどのように考えているのかについてです。

消防局の警防活動基準では、原子力災害等により、毎時0.5ミリシーベルト以上の放射線が検出される区域を放射線危険区域とし、この区域において活動する消防隊員は、放射線防護服、及び個人用線量計等を装着するよう定めております。

また、消防隊員の放射線危険区域内の被曝線量限度については、放射線量の合計が10ミリシーベルトを活動の上限とする安全基準を定めております。ただし、人命救助活動などの緊急時においては、放射線量の合計が100ミリシーベルトを活動の限界と定めております。

○危機管理統括監(中野達也君) 原子力防災計画に関します御質問にお答えいたします。

安全協定の締結に、静岡市は関与するのかについてであります。

現在、UPZ圏内の市町及び県と中部電力との間で、安全協定の締結に向けた協議が進められておりますが、UPZ圏外に位置する本市は、安全協定への関与については考えておりません。

〔24 番松谷 清君登壇〕

○24 番(松谷 清君) それでは、3回目の質問をさせていただきます。

実情について、市の相対貧困率の数値がありませんので、国の数値と国勢調査データを活用すると少し実情が見えるわけです。1万1,000世帯と1万8,000人、それから3,600世帯と5,300人という、実際の貧困家庭の数はわかるわけです。

国勢調査のデータと国の貧困率によって、今数字として明らかになったわけですがけれども、沖縄県は全国で初めて相対的貧困率の県内版を、各自治体別の情報をもとにして発表しています。代表質問の答弁で市長も紹介していました山形大学の戸室健作准教授は、総務省の就業構造基本調査を使って、生活保護水準以下の収入で、18歳未満の子供がいる世帯数は、20年間で倍増したとの研究結果を発表しました。日本財団がこの戸室教授のデータをもとに、子供の貧困を放置した場合の財政的損失というものを、先日明らかにしたわけであります。

その意味で、やはりこの施策をもっと具体的にしていくためには、静岡の実態を調査する必要があると思うのですが、その考えはあるかどうか、伺っておきたいと思えます。

それから、学校単位の就学援助率で、一番高い就学援助率は小学校で25.33%。つまりクラスの4人に1人が貧困世帯であることがわかっているわけです。これは各学区別の就学援助率をきちんと公表してもらえれば、全ての学校の状況がわかるわけであります。

中学校については答弁がなかったわけでありますけれども、この25.33%の小学校区域には学習・生活支援拠点は、今はないわけであります。学習・生活支援事業は、年々拡大してきているということでありますけれども、私はやはり学区単位でこうした対策をつくり上げるべきだと思うのであります。この学区単位の問題と、今後拡充する考えはあるか。また、拡充する場合の課題は何か、お伺いいたします。

それから、静岡市の奨学金返還率は高いようですが、返還に苦しむ学生もいるわけであります。京都市、世田谷区などのように、静岡市としても給付型奨学金を検討する考えはないのか、伺います。

そして、相談体制は、先ほど明らかになった現実の数字があるわけです。その1万世帯を超える貧困家庭対策が必要な子育て家庭に、支援メニューを伝えるためにどういう広報を、実際に行っているのか、伺いたいと思えます。

次に、消防局の問題ですけれども、3回目の質問であります。

要するに、静岡市消防は当事者になるのですよね、これから。静岡市長の指揮権のもとに。それはその包括的指揮監督権という、非常にあいまいさがあるのですけれども.....

○副議長(遠藤裕孝君) あと1分で終了してください。

○24 番(松谷 清君)(続) その点でどういうふういきちんと臨んでいかは、非常に重要な問題だと思えます。

牧之原市には消防本部があるわけですがけれども、そこには当然、原子力防災計画に定めのある所掌事務が明確に定められております。それを一体、静岡市はどう扱うのか。

それから、島田市、吉田町の避難先は静岡市なのです。避難途中で静岡市を通過する自治体もあります。被曝した住民の方々へのヨウ素剤配布や、避難所の設置、途中の道路でのスクリーニング検査、簡易

除染をする場所を決めなきゃいけないわけですよね。その場合、静岡市防災計画にはどういうふうに反映されてくるのか。

そして、静岡市消防局における問題は、職員がそこに、現場へ行くわけですから、原子力災害に対応する資機材の現状、そして広域化後、どういう対応をされていくのか、その点を伺って、質問を終わりたいと思います。

○子ども未来局長(平松以津子君) 子供の貧困対策・子育て支援に関する3点の御質問にお答えします。

まず、子供の貧困に係る実態調査についてです。

本市では、子どもの貧困対策の推進に関する法律を踏まえ策定した、静岡市子どもの貧困対策推進計画を静岡市子ども・子育て支援プランの一部に位置づけました。プランの策定に当たっては、平成 25 年度に実施した、子ども・子育て支援に関するニーズ調査、静岡市ひとり親家庭等自立促進計画策定に係るアンケート調査を初め、本市の女性の労働実態や、教育、保育、児童相談等各種データを収集、分析いたしました。

また、国の、子どもの貧困対策に関する大綱で示された、生活保護世帯や、児童養護施設の子供の進学率などの指標についても、本市の指標数値を把握し、平成 31 年度の目標値を設定しました。平成 27 年度からは、この計画に基づき、子供の貧困対策を総合的に進めております。

実態調査につきましては、現在実施中の施策の検証、評価を行った上で、どのような調査が考えられるか、検討してまいりたいと考えます。

次に、学習・生活支援の拡充、及び拡充する場合の課題についてです。

平成 27 年度から開始した本事業は、学習支援6カ所、生活支援1カ所の、合計7カ所で実施しております。28 年度はその実績を踏まえ、生活支援を1カ所ふやし合計8カ所で、また、定員を 105 名から 140 名にふやして実施する予定です。

拡充する場合の課題としては、実施場所やボランティアの確保等が考えられますが、今後の拡充につきましては、申し込みや利用の状況などを踏まえ、検討していきたいと考えております。

最後に、支援を必要とする家庭に、支援メニューを伝えるための広報についてです。

広報については、子育てハンドブックやひとり親支援事業のチラシ、学校を通じてのお知らせなどを配布し、事業の周知を図っておりますが、子供の貧困は見えにくく、真に支援が必要な人に必要な情報を届けることは難しい状況にあります。このため、さまざまな機会を捉えて、支援が必要な人を発見し、直接情報を届け、支援につなげるよう取り組んでおります。

例えば、スクールソーシャルワーカー活用事業では、全小中学校の先生方に研修会等で説明を行い、また、子供の学習支援については、スクールソーシャルワーカーや家庭児童相談室、ケースワーカー等の関係機関を通じて対象となる家庭に支援の紹介を行っております。

今後も引き続き広報に努めるとともに、支援が必要な人を支援につなげるための体制を強化してまいりたいと考えております。

○教育局長(池谷眞樹君) 子供の貧困に関する御質問で、月額給付型の奨学金制度を創設する考えはないかについてです。

本市では、先ほど御説明させていただいたとおり、篤志奨学金において、経済的理由などで修学困難な学生、生徒に対し、高校、短大、大学等の入学時に、教育奨励費を給付しております。

また、育英奨学金においては、平成 27 年度以降の新規貸与者募集人数を拡充するとともに、新たに奨学金の貸与を受けた短大生、大学生等に対し、卒業後に本市において、市民税所得割額を納付するなどの一定の条件を満たした場合、最大、返還額の2分の1を免除する返還免除制度を導入することにより、奨学金制度の充実を図っております。

したがって、現時点では、新たに月額給付型の奨学金制度を創設することは考えておりません。

○消防局長(大橋正行君) 私からは原子力防災計画の2点の質問について、お答えさせていただきます。

最初に、牧之原市地域防災計画に定めてある、牧之原市相良消防本部及び吉田町牧之原市広域施設組合消防本部の所掌事務の取り扱いについては、広域化後どのようなのかについてです。

現在の牧之原市地域防災計画の原子力対策編に定める、牧之原市相良消防本部と、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部の所掌事務として、1つ目は、「市民等に関する広報及び避難誘導」、2つ目は、「緊急被ばく医療措置に対する協力」、3つ目は、「防護区域の防火対策」、4つ目は、「立入制限及び交通規制の協力」の4つの事務が規定されております。広域化後もその所掌事務を継続して実施してまいります。

次に、静岡市消防局における原子力災害に対応する資機材の現状、及び広域化後の対応はどのようなのかについてです。

まず、本市の現状については、原子力災害対応での中核をなす車両として、現場で放射線の分析や指揮ができるよう、汚染外気の侵入を防ぐ陽圧室を備えた特殊災害対応自動車や、除染用のシャワーやテントなどを積載した大型除染システム搭載車を保有しております。さらに、そのほかの主な資機材として、活動隊員を放射線から保護するための放射線防護服 130 着、個人用線量計 139 個、放射線測定器 36 台などを保有しております。

また、島田市、牧之原市、吉田町においても、原子力災害対応資機材の主なものとして、放射線防護服は合わせて 1,350 着、個人用線量計は 148 個、放射線測定器は 18 台を保有しており、本市を初め、島田市、牧之原市及び吉田町において、資機材は一定量整備されていると考えております。

したがって、広域化後はこれらの資機材を災害発生時に集約、一元管理することにより、有効かつ効率的に活用してまいります。

なお、現在は特に新たな資機材の購入については予定しておりませんが、消耗品や破損したものについては随時買い換えをしてまいります。

○危機管理統括監(中野達也君) 県の広域避難計画に避難退避時検査及び簡易除染を実施する場所などが定められた場合、静岡市地域防災計画にも反映していくのかについてであります。

現在、静岡県では、広域避難計画の中で、UPZ圏内の住民が圏外に避難する場合の避難退避時検査場所や、簡易除染を実施する場所についても検討しております。これについての本市地域防災計画の修正につきましては、先ほどの答弁と関連しますが、今後、県の広域避難計画の取り扱いとあわせて検討してまいります。

~~~~~